



埼玉県報

第471号
令和5年(2023年)
12月5日
火曜日

目次

告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合の解散認可（市街地整備課）
- 県道下日野沢東門平吉田線の供用の開始（秩父県土整備事務所）

告示

埼玉県告示第千四百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人自立支援ホームとことこの家

二 代表者の氏名

後藤 美智子

三 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市泉町九百十一番地一メゾン原島一〇一号室

四 更新後の認定の有効期間

令和五年十二月二十七日から令和十年十二月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千四百十八号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市全域（八十二・四一平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年十一月二十日から令和六年三月十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百十九号

測量計画機関である小川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

小川町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

小川町全域（六十・三六平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年十一月十五日から令和六年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第千四百二十号

測量計画機関である熊谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

熊谷市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

熊谷市全域（百五十九・八二平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年十一月十五日から令和六年三月二十二日まで

告示

埼玉県告示第千四百二十一号

測量計画機関である蓮田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

蓮田市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

蓮田市全域（二十七・二八平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年十一月二十日から令和六年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千四百二十二号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

川口市全域

四 作業期間

令和五年十月五日から令和六年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千四百二十三号

令和五年埼玉県告示第六百八号で公示した公共測量は、令和五年十一月十四日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千四百二十四号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

用地測量

三 作業地域

さいたま市見沼区宮ヶ谷塔二丁目、宮ヶ谷塔四丁目の一部

四 作業期間

令和五年十二月六日から令和六年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千四百二十五号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（土地区画整理事業に伴う現況測量）

三級基準点測量（GNSS測量による）

三 作業地域

久喜市菖蒲町三箇、台字の各一部

四 作業期間

令和五年十一月二十七日から令和六年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第千四百二十六号

測量計画機関である（仮称）久喜市菖蒲町三箇・台地区土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

（仮称）久喜市菖蒲町三箇・台地区土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（土地区画整理事業に伴う現況測量）

四級基準点測量（TS測量による）

三 作業地域

久喜市菖蒲町三箇、台字の各一部

四 作業期間

令和五年十一月二十七日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四百二十七号

測量計画機関である松伏町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

松伏町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）

三 作業地域

松伏町全域

四 作業期間

令和五年十二月一日から令和六年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千四百二十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、川口栄町3丁目銀座地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により公告する。

令和五年十二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月五日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>下日野沢東門平吉田線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡皆野町大字下日野沢字扇畑一 二二六番三地从先から同郡同町大字下 日野沢字沢辺三三七五番一地从先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年十二月五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年一月十 五日付け埼玉県秩父 県土整備事務所長告 示第一号で告示した 道路予定区域の一部 供用開始である。 延長一、二〇〇・〇 メートル</p>	<p>備考</p>